

URBAN DEVELOPMENT &
CIVIL ENGINEERING, CONSULTANTS

OHBA & CO.

第89回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年8月25日（金曜日）
午前10時（午前9時 開場）

場所

東京都千代田区大手町1-3-2
経団連会館 国際会議場（2階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件

株式会社 オオバ

総合建設コンサルタント

証券コード 9765

株主総会にご出席の株主様へお配りして
おりましたお土産は取りやめとさせていただ
いております。何卒ご理解くださいますよ
うお願い申し上げます。

株主各位

(証券コード：9765)

2023年8月4日

東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号

株式会社 オオバ

代表取締役 辻本 茂
社長執行役員

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）については、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので、アクセスいただき、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、いずれかの方法で議決権の行使をお願い申し上げます。各議案の内容は、後記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載の株主総会参考書類のとおりでございますので、同書類をご検討くださいますと、後述のご案内に従って、2023年8月24日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年8月25日（金曜日）午前10時（午前9時 開場）
2 場 所	東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館 国際会議場（2階）
3 目的事項	報告事項 1. 第89期（2022年6月1日から2023年5月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第89期（2022年6月1日から2023年5月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役3名選任の件 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

項番	ウェブサイト名及びURL	アクセス方法
1	当社ウェブサイト http://www.k-ohba.co.jp/	IR/投資家情報の「株主総会関連資料」をご覧ください。
2	上場会社情報サービス（東京証券取引所） https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show	銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/PR情報を選択ください。
3	株主総会ポータル®（三井住友信託銀行） https://www.soukai-portal.net	同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認いただくか、時間を置いて再度アクセスしてください。

5 招集にあたっての決定事項

- (1) 当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次の事項につきましては、「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」に掲載しておりますので書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ① 事業報告の以下の事項
……（新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要）
 - ② 連結計算書類の以下の事項
……（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ③ 計算書類の以下の事項
……（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- (2) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 議決権行使書による方法で各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記「4. 電子提供措置事項が掲載されるウェブサイト」にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年8月25日（金曜日）
午前10時（午前9時 開場）



書面（郵送）により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットにより議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年8月24日（木曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に○印
- 反対する場合 >> **【否】** の欄に○印

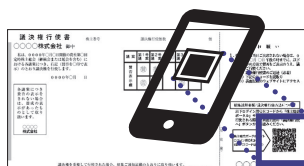
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

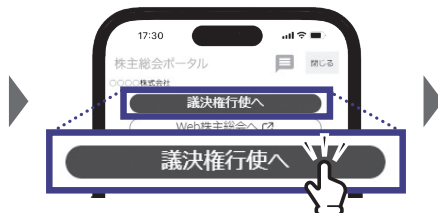
インターネット行使期限
2023年8月24日（木）午後5時30分

スマートフォンによる議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

事業報告 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、高インフレに対する海外各国中央銀行の金融引き締めや、ウクライナ紛争の長期化によるエネルギー供給懸念によって、不透明感は続きました。わが国経済においては、徐々にコロナショック前の生活様式に戻っていく移行期間として、景気は緩やかな回復基調を維持しました。

建設コンサルタント業界においては、防災・減災、老朽化した社会インフラの維持・管理、国土強靱化への対応など、公共投資が堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループでは、「まちづくり業務」の豊富な経験と実績を活かし、「まちづくりのソリューション企業」として、国土強靱化や防災・減災など「安全と安心で持続可能なまちづくり」、都市再生・地方創生業務、公共施設マネジメント業務、まちづくり事業をパッケージで支援する事業推進サポート業務などを重点分野と位置づけ、積極的な営業活動を展開してまいりました。

さらに、区画整理事業での当社のコンサルタントとしての経験・知見や保留地の処分能力を活かして、調査設計業務に加え業務代行者としての参画を企図し、収益機会の拡大を図るとともに、土木管財業務、個人向け相続・不動産コンサル事業、PM(プロジェクトマネジメント)/CM(コンストラクションマネジメント)・PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)事業、システム開発など、高付加価値提案型サービスの展開により、事業領域を拡大してまいりました。

当連結会計年度の概況は以下のとおりであります。

官庁では防災・減災・国土強靱化に加えて、国土交通省、防衛省等の需要が伸び、さらに官庁・民間ともに大型の区画整理案件の継続受注や新規地区の立ち上げ、民間では生産拠点の国内回帰と海外資本参入による産業団地・物流用地開発、風力発電事業等の再生エネルギー関連業務などに注力した結果、受注高につきましては16,680百万円（前期は15,935百万円）となり、手持受注残高は9,434百万円（前期は8,401百万円）を確保することができました。

売上高につきましては、15,647百万円（前期は15,933百万円）となりました。

営業利益は1,714百万円（前期は1,582百万円）、経常利益は1,787百万円（前期は1,654百万円）と、増益となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、東北支店ビル売却による減損損失432百万円を計上する一方、子会社株式の取得による負ののれん発生益210百万円を計上した結果、ほぼ前期並みの1,075百万円（前期は1,085百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は自己資金にて賄い、主なものは情報通信機器の取得であります。

③ 資金調達の状況

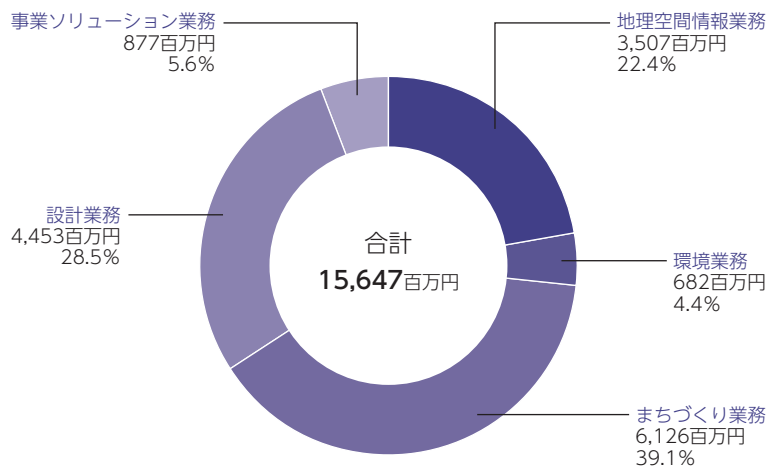
当連結会計年度末の債務残高は、一百万円（前期は一百万円）となりました。

資金調達について特筆すべき事項はありません。

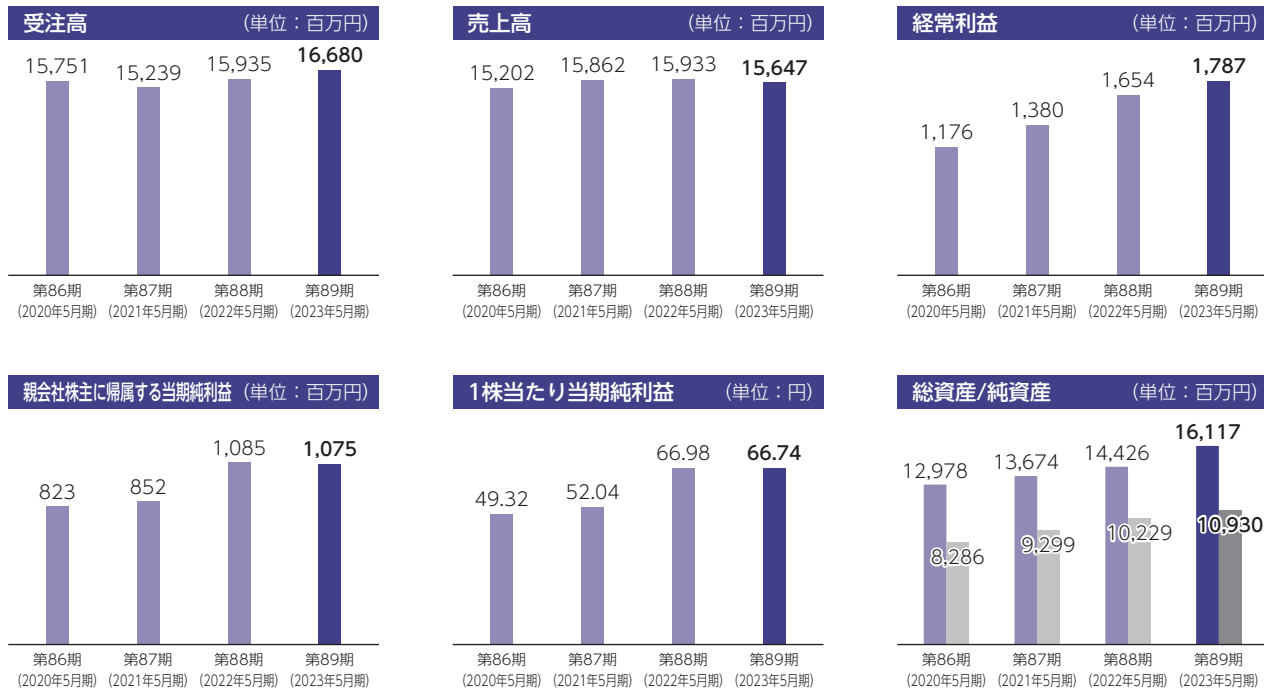
前期比較

	第88期 (2022年5月期)	第89期 (2023年5月期)	前期比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	15,933	15,647	△285	△1.8%
営業利益	1,582	1,714	132	8.3%
経常利益	1,654	1,787	133	8.1%
親会社株主に帰属する当期純利益	1,085	1,075	△10	△0.9%

業務区分別売上高構成比



(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況



	第86期 (2020年5月期)	第87期 (2021年5月期)	第88期 (2022年5月期)	第89期 (当連結会計年度) (2023年5月期)
受注高 (百万円)	15,751	15,239	15,935	16,680
売上高 (百万円)	15,202	15,862	15,933	15,647
経常利益 (百万円)	1,176	1,380	1,654	1,787
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	823	852	1,085	1,075
1株当たり当期純利益 (円)	49.32	52.04	66.98	66.74
総資産 (百万円)	12,978	13,674	14,426	16,117
純資産 (百万円)	8,286	9,299	10,229	10,930

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第88期(2022年5月期)の期首から適用しており、第88期(2022年5月期)以降に係る数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率	主要な事業内容
近畿都市整備株式会社	50,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
日本都市整備株式会社	96,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
東北都市整備株式会社 (注) 1.	30,000千円	100.0%	土木建築工事関連の設計
オオバ調査測量株式会社 (注) 2.	35,000千円	100.0%	公共測量及び民間測量

(注) 1. 東北都市整備株式会社は、持株比率中16.7%は日本都市整備株式会社を通じて間接所有しております。

2. 弊社は、グループ経営の強化を図ることを目的として、2023年5月12日にオオバ調査測量株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの技術力を基盤として、次の3点を当面の課題に掲げ、業績の向上ならびに社業の発展に努めてまいります。

① 技術力の強化

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現していくための要諦は、技術力の向上です。

技術力向上の一環として取り組んできた、技術資格保有者（技術士、RCCM（シビルコンサルティングマネージャ）、1級建築士、APECエンジニア）500名体制を概ね構築することができました。

技術資格保有者を更に増加させるとともに、ポリバレンタな技術者の育成（多能工化の推進）に努めてまいります。

② 収益機会の拡大

業務代行・土木管財等コンサルティング関連業務への取組強化により、事業ソリューション業務は、着実に伸長しています。

当社グループの強みである区画整理事業での経験・知見や保留地の処分能力を活かし、調査設計業務に加え、優良案件については、当社自ら業務代行者として参画することで、収益機会の一層の拡大を図ってまいります。

③ 事業領域の拡大

これまでの歴史、実績を踏まえ、守るべきものと変えるべきものを見極め、「まちづくり」を核としたコア業務を安定的に伸長させるとともに、社会課題の解決に向け、新市場・新規業務の開拓に挑戦し、更なる飛躍を目指します。

幅広い顧客ニーズに対応するため、総合建設コンサルタントによるワンストップソリューションの強みを活かすとともに、同業他社等との提携・協業、M&Aの強化等により、事業領域の拡大を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年5月31日現在)

当社グループは下表記載の登録・免許に基づき、都市計画、土木設計、土地区画整理及び測量等を業務の内容とする建設コンサルタント事業を主軸とし、付随する不動産事業を併営しております。

事業の区分	登録・免許の種類
建設コンサルタント事業	建設コンサルタント (国土交通大臣登録)
	測量業 (国土交通大臣登録)
	地質調査業 (国土交通大臣登録)
	補償コンサルタント (国土交通大臣登録)
	一級建築士事務所 (東京都、大阪府、愛知県、宮城県、広島県、福岡県各知事登録)
	土壌汚染指定調査機関 (環境大臣指定)
不動産事業	計量証明事業所 (東京都知事登録)
	宅地建物取引業 (国土交通大臣免許)
	特定建設業 (東京都知事許可)

(6) 主要な事業所 (2023年5月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	東京都千代田区神田錦町三丁目7番1号	
支店・事業部	東京支店（千代田区） 大阪支店（大阪市） 九州支店（福岡市） 横浜支店（横浜市） 千葉支店（千葉市） 沖縄支店（那覇市） 事業ソリューション部（千代田区）	名古屋支店（名古屋市） 東北支店（仙台市） 広島支店（広島市） 北関東支店（さいたま市） 東北・北支店（盛岡市） 福島支店（福島市）
営業所	秋田営業所（秋田市） 川崎営業所（川崎市） 群馬営業所（高崎市） 山梨営業所（甲府市） 静岡営業所（静岡市） 豊田営業所（豊田市） 東濃営業所（恵那市） 和歌山営業所（和歌山市） 滋賀営業所（近江八幡市） 神戸営業所（神戸市） 山口営業所（山口市） 愛媛営業所（松山市） 佐賀営業所（佐賀市） 大分営業所（大分市） 鹿児島営業所（鹿児島市）	茨城営業所（水戸市） 相模原営業所（相模原市） 栃木営業所（宇都宮市） 新潟営業所（新潟市） 浜松営業所（浜松市） 岐阜営業所（岐阜市） 三重営業所（津市） 奈良営業所（奈良市） 京都営業所（京都市） 岡山営業所（岡山市） 四国営業所（高松市） 北九州営業所（北九州市） 長崎営業所（長崎市） 熊本営業所（熊本市）

② 子会社

近畿都市整備株式会社	京都市
日本都市整備株式会社	横浜市
東北都市整備株式会社	仙台市
オオバ調査測量株式会社	東京都港区

(7) 使用人の状況 (2023年5月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

業務の区分等	使用人数	前連結会計年度末比増減
地理空間情報業務部門	109名	10名増
環境業務部門	15名	2名減
まちづくり業務部門	195名	7名増
設計業務部門	122名	5名増
事業ソリューション業務部門	8名	1名減
販売・管理業務部門	107名	5名増
合 計	556名	24名増

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
479名	7名増	40.8歳	14.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、役員、執行役員、顧問及び契約社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年5月31日現在)

該当する事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ・当社は、パシフィックコンサルタンツ株式会社、アジア航測株式会社、東電タウンプランニング株式会社、小田急不動産株式会社、相鉄ホールディングス株式会社、グレッグノーマン・ゴルフ・コース・デザイン社等の企業と業務提携を行っております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年5月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 59,246,000株
- ② 発行済株式の総数 17,250,000株
(自己株式1,222,012株を含む)
- ③ 株主数 10,722名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
三井不動産株式会社	727,050株	4.53%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	663,600株	4.14%
株式会社みずほ銀行	662,162株	4.13%
三井住友信託銀行株式会社	662,000株	4.13%
パシフィックコンサルタンツ株式会社	628,000株	3.91%
大場 明憲	452,600株	2.82%
大場 重憲	450,400株	2.81%
黒木 孝子	413,200株	2.57%
オオバ取引先持株会	409,925株	2.55%
日本生命保険相互会社	331,944株	2.07%

(注) 当社は、自己株式1,222,012株を所有しておりますが、上記には記載しておりません。
持株比率においても、自己株式数を除いて記載しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

i. 自己株式の取得

イ. 2022年4月13日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 当社普通株式118,200株

取得価額の総額 88,400,700円

取得した期間 2022年6月1日から2022年7月26日まで

ロ. 2023年1月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数 当社普通株式147,900株

取得価額の総額 110,900,000円

取得した期間 2023年1月13日から2023年5月31日まで

ii. 自己株式の消却

2023年1月12日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数 当社普通株式250,000株

自己株式消却額 148,986,100円

消却した日 2023年1月31日

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2023年5月31日現在）

会社における地位及び担当または重要な兼職の状況		氏名
代表取締役社長執行役員		辻 本 茂
取締役専務執行役員	社長補佐 企画本部長 人事・総務・IT担当	大 場 俊 憲
取締役専務執行役員	技術統括 内部統制・コンプライアンス担当	英 直 彦
取締役常務執行役員	営業本部長 兼 営業本部国際業務室長 兼 新規事業推進室長 兼 日本都市整備(株)取締役社長	清 水 雄
取締役執行役員	技術本部長	美濃田 育祥
取締役	弁護士法人 杉井法律事務所 弁護士 徳倉建設(株) 社外取締役	南 木 通
取締役	三井不動産(株) 常務執行役員 開発企画部長 豊洲プロジェクト推進部長	加 藤 智 康
取締役	公安審査委員会委員 オーエス(株) 社外取締役（監査等委員） 三愛オブリ(株)社外取締役 フロンティア・マネジメント(株) 社外取締役	鵜 瀬 恵 子
取締役	(株)岡三証券グループ 社外取締役（監査等委員） (株)ニッスイ 社外取締役 東北電力(株) 社外取締役	永 井 幹 人
取締役	白鷗大学 経営学部 教授 岡三証券(株) グローバルリサーチセンター 特別顧問 内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員	嶋 中 雄 二
常勤監査役	日本都市整備(株)監査役 兼 東北都市整備(株)監査役 兼 近畿都市整備(株)監査役 兼 オオバ調査測量(株)監査役	束 村 茂 久
監査役	(株)日本格付研究所 社外監査役	川 合 正
監査役	伊禮総合法律事務所 弁護士	伊 禮 竜 之 助

- (注) 1.取締役南木 通、加藤智康、鵜瀬恵子、永井幹人、嶋中雄二の各氏は、社外取締役であります。
2.監査役川合 正、伊禮竜之助の両氏は、社外監査役であります。
3.当社は、南木 通、加藤智康、鵜瀬恵子、永井幹人、嶋中雄二、川合 正、伊禮竜之助の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額を設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることにより、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1.基本方針

当社の取締役の報酬等は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。具体的には、金銭報酬としての固定報酬及び賞与並びに非金銭報酬としてのストックオプションにより構成する。

2.金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の金銭報酬は、毎月支給される固定報酬及び原則として毎年2回支給される賞与とし、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績及び社員給与とのバランスを総合的に勘案して決定する。但し、当社の取締役のうち社外取締役については、その職務に鑑み、金銭報酬は固定報酬のみとする。

3.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

中長期的に継続した業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、非金銭報酬等としてストックオプションを毎年一定の時期に付与する。ストックオプションは、新株予約権の総数2,000個（付与株式数200,000株）を上限として、取締役の職務毎に定められる基準金額及び当社株価を基に決定される。

(注) 2021年2月10日開催の取締役会において、新株予約権1個当たり1,000株、割当てる新株予約権の総数200個(付与株式数200,000株)を上限にしましたが、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、新株予約権1個当たり100株、割当てる新株予約権の総数2,000個(付与株式数200,000株)を上限に読み替えて決議したものです。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬の割合は、1.基本方針において定めた要素を総合的に勘案したうえで、取締役個人毎に当該種類毎の適切な金額を決定することを通じて決定される。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- イ. 取締役の報酬は、取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案して社長が原案を作成する。
- ロ. 独立社外役員を主要な構成員とする任意の報酬委員会は、取締役会からの諮問を受け、原案に基づき役員報酬体系・報酬の額等の適切性等について検討し、答申する。
- ハ. 取締役会は、報酬委員会の答申を得て、株主総会で決議された総額の範囲内で、役員報酬を決定する。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額(円)	報酬等の種類別の総額(円)			対象となる役員の数
		固定報酬	賞与	ストックオプション	
取締役	322,657,500	181,170,000	89,707,500	51,780,000	12名
うち社外取締役	50,880,000	44,400,000	—	6,480,000	5名
監査役	32,160,000	32,160,000	—	—	3名
うち社外監査役	15,840,000	15,840,000	—	—	2名
合計	354,817,500	213,330,000	89,707,500	51,780,000	15名

(注) 1. 上記の報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割当てた新株予約権に係る当事業年度における費用計上額として、次の金額が含まれております。

・取締役9名 51,780千円(うち、社外取締役4名、6,480千円)

2. 取締役の報酬限度額は、2022年8月26日開催の第88回定時株主総会において年額400,000千円以内

(うち社外取締役80,000千円以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は5名)です。また、ストックオプション報酬として割当てる新株予約権は、2021年8月26日開催の第87回定時株主総会において、割当てる新株予約権の総数上限を2,000個(目的株式数200,000株)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち、社外取締役は4名)です。

3. 監査役の報酬限度額は、2008年8月28日開催の第74回定時株主総会において年額48,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は2名)です。
4. スtockオプション報酬の割当ては、「④3.非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)の「新株予約権等の状況①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役南木 通氏は、弁護士法人杉井法律事務所において弁護士として勤務されており、徳倉建設(株)の社外取締役でもあります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役加藤智康氏は、三井不動産(株)の常務執行役員 開発企画部長 豊洲プロジェクト推進部長であります。なお、同社は当社の株式を4.53%保有する株主かつ取引先であります。また、当社に対する売上高は、当社の当期連結売上高の0.44%です。
- ・ 取締役鶴瀬恵子氏は、公安審査委員会委員、三愛オブリ(株)社外取締役、オーエス(株)社外取締役(監査等委員)、フロンティア・マネジメント(株)社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役永井幹人氏は、(株)岡三証券グループ社外取締役(監査等委員)、(株)ニッスイ社外取締役、東北電力(株)社外取締役であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 取締役嶋中雄二氏は、白鷗大学 経営学部 教授、岡三証券(株) グローバルリサーチセンター特別顧問、内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員であります。なお、当社と各兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役川合 正氏は、(株)日本格付研究所 社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役伊禮竜之助氏は、伊禮総合法律事務所において弁護士として勤務されております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 南 木 通	14回	100%	—	—
取締役 加 藤 智 康	14回	100%	—	—
取締役 鶴 瀬 恵 子	14回	100%	—	—
取締役 永 井 幹 人	14回	100%	—	—
取締役 嶋 中 雄 二	11回	100%		
監査役 川 合 正	13回	92.8%	13回	92.8%
監査役 伊 禮 竜之助	13回	92.8%	13回	92.8%

(注) 嶋中 雄二氏の出席率につきましては、2022年8月26日開催の第88回定時株主総会における取締役就任後の開催数（取締役会11回）をもとに計算しております。

取締役会及び監査役会における発言状況、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役南木 通氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役加藤智康氏は、知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役鶴瀬恵子氏は、公正取引委員会、大学教授等での知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役永井幹人氏は、金融機関等における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・取締役嶋中雄二氏は、銀行系シンクタンク、大学教授等での知識や経験を活かし議案等について様々な提言を行っております。
- ・監査役川合 正氏は、金融機関における豊富な経験と高い見識及び経営に関与された経験を活かし意見を述べております。
- ・監査役伊禮竜之助氏は、弁護士であり、知識や経験を活かし意見を述べております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.会計監査人の報酬額について、監査役会は公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況ならびに報酬等の見積の算出根拠などを確認し検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があった場合等には、会社法第340条第1項の規定により、監査役全員の同意を得たうえで、会計監査人を解任する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を、株主総会に付議いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(4) 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	9,642,727
現金及び預金	4,205,305
受取手形、売掛金及び契約資産	4,802,853
未成業務支出金	503,299
販売用不動産	5,634
その他	170,458
貸倒引当金	△44,824
固定資産	6,474,536
有形固定資産	3,311,649
建物及び構築物	981,170
機械装置及び運搬具	229,139
土地	1,961,889
その他	139,450
無形固定資産	81,660
ソフトウェア	79,775
その他	1,885
投資その他の資産	3,081,226
投資有価証券	1,208,021
長期保証金	367,329
退職給付に係る資産	1,373,352
繰延税金資産	9,472
その他	123,050
資産合計	16,117,264

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,271,746
買掛金	1,257,393
未払法人税等	92,537
未成業務受入金	1,428,187
賞与引当金	551,675
受注損失引当金	3,116
株主優待引当金	19,061
その他	919,774
固定負債	914,710
退職給付に係る負債	33,200
資産除去債務	280,572
繰延税金負債	596,556
その他	4,381
負債合計	5,186,457
純資産の部	
株主資本	9,859,212
資本金	2,131,733
資本剰余金	532,933
利益剰余金	7,940,953
自己株式	△746,407
その他の包括利益累計額	685,993
その他有価証券評価差額金	448,410
退職給付に係る調整累計額	237,583
新株予約権	385,600
純資産合計	10,930,806
負債純資産合計	16,117,264

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		15,647,518
売上原価		10,467,540
売上総利益		5,179,977
販売費及び一般管理費		3,465,062
営業利益		1,714,914
営業外収益		
受取利息	15	
受取配当金	43,962	
受取保険配当金	16,848	
有価証券売却益	3,890	
その他	23,984	88,701
営業外費用		
支払利息	5,333	
支払保証料	1,833	
遅延損害金	8,360	
その他	113	15,641
経常利益		1,787,974
特別利益		
固定資産売却益	90	
負ののれん発生益	210,100	210,191
特別損失		
固定資産除却損	1,364	
減損損失	432,040	
投資有価証券評価損	14,149	
創業100周年記念関連費用	49,495	497,049
税金等調整前当期純利益		1,501,116
法人税、住民税及び事業税	343,262	
法人税等調整額	82,464	425,727
当期純利益		1,075,389
親会社株主に帰属する当期純利益		1,075,389

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	8,676,067
現金及び預金	3,539,833
売掛金	997,722
契約資産	3,533,839
未成業務支出金	482,776
販売用不動産	5,634
前払費用	109,125
その他	51,669
貸倒引当金	△44,534
固定資産	6,375,001
有形固定資産	3,273,707
建物	977,650
機械及び装置	212,995
車両運搬具	15,195
工具・器具及び備品	120,977
土地	1,946,889
無形固定資産	76,051
ソフトウェア	74,222
その他	1,829
投資その他の資産	3,025,242
投資有価証券	1,190,509
関係会社株式	394,638
長期前払費用	53,129
長期保証金	338,652
役員及び従業員保険掛金	14,670
前払年金費用	1,030,914
その他	2,726
資産合計	15,051,069

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,024,165
買掛金	1,158,533
未払金	206,527
未払費用	196,175
未払法人税等	68,473
未払事業所税	11,229
未成業務受入金	1,410,375
預り金	47,931
未払消費税等	376,133
賞与引当金	523,735
受注損失引当金	574
株主優待引当金	19,061
その他	5,414
固定負債	753,551
資産除去債務	269,819
繰延税金負債	479,731
その他	4,000
負債合計	4,777,716
純資産の部	
株主資本	9,439,341
資本金	2,131,733
資本剰余金	532,933
資本準備金	532,933
利益剰余金	7,521,082
その他利益剰余金	7,521,082
別途積立金	800,000
圧縮記帳積立金	888,349
繰越利益剰余金	5,832,732
自己株式	△746,407
評価・換算差額等	448,410
その他有価証券評価差額金	448,410
新株予約権	385,600
純資産合計	10,273,352
負債純資産合計	15,051,069

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2022年6月1日から2023年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,774,577
売上原価		9,904,047
売上総利益		4,870,530
販売費及び一般管理費		3,225,375
営業利益		1,645,154
営業外収益		
受取利息	367	
受取配当金	64,292	
受取保険配当金	16,669	
有価証券売却益	3,890	
その他	25,147	110,366
営業外費用		
支払利息	5,333	
支払保証料	1,833	
遅延損害金	8,360	15,527
経常利益		1,739,993
特別損失		
固定資産除却損	1,364	
減損損失	432,040	
投資有価証券評価損	14,149	
創業100周年記念関連費用	49,495	497,049
税引前当期純利益		1,242,944
法人税、住民税及び事業税	315,574	
法人税等調整額	80,050	395,625
当期純利益		847,319

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オオバの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オオバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年7月21日

株式会社オオバ
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 濱 滋
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 尻 引 善 博
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オオバの2022年6月1日から2023年5月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年6月1日から2023年5月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年7月24日

株式会社オオバ 監査役会

常勤監査役 束 村 茂 久 ㊟
社外監査役 川 合 正 ㊟
社外監査役 伊 禮 竜之助 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上と株主の皆様への利益還元のバランスの最適化を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、配当額の業績連動性を高めるため、配当性向を目安とするとともに、その時々を経済情勢や財務状況、業績見通し等を総合的に勘案し、各期の還元内容を決定することとしております。

この考え方に基づき、第89期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、普通配当1株につき13円とさせていただきます。これにより、中間配当金11円を加えた年間配当金は、1株当たり24円となります。

期末配当に関する事項

- ① **配当財産の種類**
金銭といたします。
- ② **配当財産の割当てに関する事項及びその総額**
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は208,363,844円となります。
- ③ **剰余金の配当が効力を生じる日**
2023年8月28日(月曜日)といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任	つじもと 辻本 茂	代表取締役社長執行役員
2	再任	おおば 大場 としのり 俊憲	取締役専務執行役員 社長補佐 営業統括
3	再任	はなぶさ 英 なおひこ 直彦	取締役専務執行役員 技術統括 内部統制・コンプライアンス担当
4	再任	みのだ 美濃田 いくよし 育祥	取締役執行役員 技術本部長 DX担当
5	再任	社外 独立 なんき 南木 とおる 通	取締役
6	再任	社外 独立 かとう 加藤 もとやす 智康	取締役
7	再任	社外 独立 うのとう 鵜静 けいこ 恵子	取締役
8	再任	社外 独立 ながい 永井 みきと 幹人	取締役
9	再任	社外 独立 しまなか 嶋中 ゆうじ 雄二	取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">1 再任</p>	<p style="text-align: center;">つじもと しげる 辻本 茂 (1955年12月10日生)</p>	<p>1979年 4月 海外石油開発㈱入社 1987年11月 三井信託銀行㈱(現、三井住友信託銀行㈱) 入社 1990年 2月 同社 ロサンゼルス支店 1994年10月 同社 ニューヨーク支店 2000年10月 同社 大阪支店営業第一部次長 2003年 3月 当社 常任顧問 2005年 7月 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2006年 6月 取締役 執行役員 財務部長 兼 プロジェクト開発部長 2010年 6月 常務取締役 常務執行役員 財務・計画・事業ソリューション部門担当 兼 営業本部長 2013年 8月 代表取締役社長 2016年 6月 代表取締役 社長執行役員 CEO 2020年 8月 代表取締役 社長執行役員 (現任)</p> <p>選任理由 現在、代表取締役社長執行役員として当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定など企業価値向上を図るために適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">275,639株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2 再任	おおば としのり 大場 俊憲 (1973年2月28日生)	<p>1996年 4月 当社入社 名古屋支店 営業部 2008年 6月 三井不動産㈱ 出向 2013年 4月 営業本部 担当部長 兼 事業ソリューション部 事業部 担当部長 2015年 6月 企画本部 企画部長 2017年 6月 執行役員 営業本部 副本部長 2017年12月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2018年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 戦略営業部長 2019年 6月 上席執行役員 営業本部 副本部長 兼 新規事業推進室長 2019年12月 上席執行役員 企画本部長 2020年 8月 取締役 執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2021年 6月 常務取締役 執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2022年 6月 取締役専務執行役員 企画本部長 人事・総務・IT担当 2023年 6月 取締役専務執行役員 社長補佐 営業統括 (現任)</p> <p>選任理由 現在、取締役専務執行役員として、事業計画立案、損益管理等を管掌し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	18,600株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p style="text-align: center;">はなぶさ なおひこ 英 直彦 (1961年4月9日生)</p>	<p>1984年 4月 建設省（現、国土交通省）入省 1998年 9月 建設省都市局都市計画課課長補佐 2000年 7月 東海旅客鉄道(株) 総合企画本部東京企画開発部担当課長 2004年 7月 国土交通省 都市・地域整備局街路課企画専門官 2007年 4月 岐阜市副市長 2010年 4月 国土交通省都市局・地域整備局 街路交通施設課 街路事業調整官 2011年 4月 国土交通省都市局・地域整備局 まちづくり推進課都市総合事業推進室長 2013年 4月 中野区副区長 2015年 7月 国土交通省 都市局市街地整備課長 2017年 7月 独立行政法人 都市再生機構 統括役 2019年 7月 復興庁 宮城復興局長 2021年 10月 当社 特別顧問 2022年 8月 取締役専務執行役員 技術統括 内部統制・コンプライアンス担当（現任）</p> <p>選任理由 1984年4月建設省入省以来、国土交通省、復興庁、都市再生機構など国及び国の機関ならびに多くの地方公共団体に勤務。まちづくりの重要な要素である都市計画、都市開発、都市交通、官民連携それぞれの分野の要職を経験しました。 また、地方公共団体では、岐阜市副市長・中野区副区長など、地方都市・大都市部双方において最前線の街づくりの経験を有しております。 このようなまちづくりのエキスパートとして多様な経験と高い見識から、当社の経営に貢献しており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">1,100株</p>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">4</p> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">再任</p>	<p style="text-align: center;">みのだ　いくよし 美濃田　育祥 (1961年7月25日生)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 東京支店 水工設計部 2008年 6月 東京支店 設計部 水工課長 2012年 6月 東京支店 設計部 担当部長 2014年 2月 東京支店 設計部長 2016年 6月 東京支店 副支店長 2018年 1月 技術本部 副本部長 2018年12月 執行役員 技術本部 副本部長 2020年12月 上席執行役員 技術本部 副本部長 2021年 6月 上席執行役員 技術本部長 2021年 8月 取締役執行役員 技術本部長 2023年 6月 取締役執行役員 技術本部長 DX担当（現任）</p> <p>選任理由 現在、取締役執行役員技術本部長として、全社の技術力及び生産性向上等に顕著な実績を上げており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">15,500株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p>5</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>なん き とおる 南木 通 (1953年3月14日生)</p>	<p>1975年 4月 大蔵省入省 (現、財務省) 1980年 7月 課早税務署長 1992年 7月 公正取引委員会事務局官房企画課長 1995年 6月 主計局主計官 (運輸、郵政担当) 1997年 7月 北海道大学教授 (法学部) 1999年 7月 内閣官房内閣審議官 (内閣内政審議室) 2001年 7月 大臣官房会計課長 2003年 7月 東海財務局長 2005年 9月 東京税関長 2009年 4月 独立行政法人国立印刷局 理事長 2012年12月 弁護士登録 弁護士法人 杉井法律事務所入所 (現任) 2013年 6月 徳倉建設(株) 社外監査役 2014年 8月 当社社外取締役 (現任) 2015年 6月 徳倉建設(株) 社外取締役 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割 財務省、大学教授等での豊富な経験と弁護士として幅広い知識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>か どう もとやす 加藤 智康 (1964年11月8日生)</p>	<p>1988年 4月 三井不動産(株)入社 2014年 4月 同社 柏の葉街づくり推進部長 2018年 4月 同社 執行役員 柏の葉街づくり推進部長 2019年 4月 同社 執行役員 開発企画部長 兼 豊洲プロジェクト推進部長 2019年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2022年 4月 三井不動産(株) 常務執行役員 開発企画部長 豊洲プロジェクト推進部長 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割 民間企業における豊富な経験と幅広い知識を活かし、現在、当社の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">7</p> <p style="text-align: center; background-color: #003366; color: white; padding: 5px;">再任</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">社外</p> <p style="text-align: center; background-color: #cccccc; padding: 5px;">独立</p>	<p style="text-align: center;">うの とうろ けい こ 鵜 瀨 恵子 (1954年10月26日生)</p>	<p>1977年 4月 公正取引委員会事務局入局 2000年 4月 専修大学大学院経済学研究科 非常勤講師 (現任) 2004年 6月 公正取引委員会事務局首席審判官 2007年 1月 同委員会事務局経済取引局取引部長 2008年 6月 同委員会事務局官房総括審議官 2011年 1月 同委員会事務局経済取引局長 2012年11月 弁護士法人大江橋法律事務所 アドバイザー (現任) 2013年 4月 東洋学園大学現代経営学部 教授 2013年 6月 オリnpas(株) 社外取締役 2015年 3月 (株)ブリヂストン 社外取締役 2019年 6月 三愛石油(株) (現、三愛オブリ(株)) 社外取締役 (現任) 2019年12月 規制改革推進会議 投資等WG専門委員 2020年 4月 オーエス(株) 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年 8月 当社 社外取締役 (現任) 2021年 1月 公安審査委員会委員 (現任) 2021年 3月 フロンティア・マネジメント(株) 社外取締役 (現任) 2022年 9月 東京都公立大学法人 監事 (現任)</p> <p>選任理由・期待される役割 公正取引委員会、大学教授等での豊富な経験と幅広い知識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
<p style="text-align: center;">8</p> <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">社外</p> <p style="text-align: center;">独立</p>	<p style="text-align: center;">ながい みきと 永井 幹人 (1955年10月28日生)</p>	<p>1978年 4月 (株)日本興業銀行入行 2003年 4月 (株)みずほコーポレート銀行 本店営業第二部長 2004年 6月 同行 営業第九部長 2005年 4月 同行 執行役員営業第九部長 2007年 4月 同行 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員 2009年 4月 同行 常務執行役員コーポレートバンキングユニット統括役員 2011年 4月 同行 取締役副頭取 2013年 5月 新日鉄興和不動産(株) 副社長執行役員 2013年 6月 同社 取締役副社長 2014年 6月 同社 取締役社長 2019年 4月 日鉄興和不動産(株) 取締役相談役 2019年 6月 同社 相談役 (株)岡三証券グループ 社外取締役(監査等委員)(現任) 2020年 6月 日本水産(株)(現、(株)ニッスイ) 社外取締役(現任) 2021年 6月 東北電力(株) 社外取締役(現任) 2021年 8月 当社社外取締役(現任)</p> <p>選任理由・期待される役割 金融機関等における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有し、現在、当社の社外取締役として、取締役会の監督機能の強化と透明性の確保に向け、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
9	しまなか ゆうじ 嶋中 雄二 (1955年11月29日生)	<p>1978年 4月 ㈱三和銀行入行</p> <p>1984年 10月 ㈱日本経済研究センター入社、同社研究員</p> <p>1989年 4月 ㈱三和総合研究所入社、同社主任研究員</p> <p>1997年 7月 同社 主席研究員</p> <p>2000年 4月 同社 投資調査部長 兼 主席研究員</p> <p>2002年 4月 ㈱UFJ総合研究所 投資調査部長 兼 主席研究員</p> <p>2006年 1月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 投資調査部長 兼 主席研究員</p> <p>2007年 4月 三菱UFJ証券(株) (現、三菱UFJ証券ホールディングス(株)) 参与 景気循環研究所長</p> <p>2010年 5月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 参与 景気循環研究所長 内閣府経済社会総合研究所「景気動向指数研究会」委員(現任) 景気循環学会 副会長(現任) (公財)榎山奨学財団 評議員(現任)</p> <p>2022年 8月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>2022年 9月 白鷗大学 経営学部教授(現任)</p> <p>2023年 3月 岡三証券(株) グローバルリサーチセンター特別顧問、エグゼクティブエコノミスト(現任)</p> <p>選任理由・期待される役割 銀行系シンクタンクや証券会社のリサーチ部門での研究活動成果や豊富な知見・経験を有し、かつ、大学教授も務められている学識及び景気の山・谷を公式に設定する内閣府「景気動向指数研究会」委員等での識見から、現在の社外取締役として、当社の経営に対し様々な提言を行い、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外取締役候補者としたものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 南木 通氏、加藤智康氏、鵜瀬恵子氏、永井幹人氏及び嶋中雄二氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、南木 通氏、加藤智康氏、鵜瀬恵子氏、永井幹人氏及び嶋中雄二氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏を引き続き独立役員とする予定です。
4. 社外取締役である南木 通氏の在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
5. 社外取締役である加藤智康氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 社外取締役である鵜瀬恵子氏の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
7. 社外取締役である永井幹人氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
8. 社外取締役である嶋中雄二氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
9. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当社は、南木 通氏、加藤智康氏、鵜瀬恵子氏、永井幹人氏及び嶋中雄二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。各氏の再任が承認可決された場合には、当社は各氏との間の上記契約を継続する予定であります。

9

再任

社外

独立

- 10.当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役が就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2023年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
- 11.取締役専務執行役員 大場俊憲氏は当社代表取締役 社長執行役員 辻本 茂氏の近親関係者であります。

第3号議案

監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1 新任	いはら やすとし 伊原 康敏 (1962年8月10日生)	1986年 4月 当社入社 名古屋支店配属(東京支店 環境計画部 総合計画課出向) 1989年 4月 名古屋支店 技術部 計画課 2001年 4月 名古屋支店 総合計画部 総合計画課 専門課長 2009年 6月 名古屋支店 まちづくり計画部 まちづくり計画課長 2010年 6月 名古屋支店 まちづくり計画部長 2014年 6月 名古屋支店副支店長 兼まちづくり部長 兼総務部長 兼品質副管理責任者 2018年 9月 九州支店副支店長 2018年12月 執行役員 九州支店長 2021年12月 執行役員 名古屋支店長 2023年 6月 執行役員 企画本部(現任) 選任理由 当社へ入社以来、支店経営を通して、事業内容に精通していることから、監査の適切な遂行を期待して、監査役候補者としたものであります。	3,300株
2 再任 社外 独立	いれい りゅうのすけ 伊禮 竜之助 (1973年2月24日生)	2000年10月 司法試験合格 2001年 4月 最高裁判所司法研修所入所(55期生) 2002年10月 最高裁判所司法研修所卒業、弁護士登録、東京弁護士会入会(須田清法律事務所勤務) 2006年11月 NPO法人市民生活安全保障研究会 監事 2009年 4月 伊禮総合法律事務所勤務(現任) 2011年 8月 当社社外監査役(現任) 選任理由 弁護士として豊富な経験と幅広い知識を有し、現在、当社の社外監査役として、取締役会の職務執行の監査において、適切な役割を果たしており、今後においても更なる貢献が見込まれることから、引き続き社外監査役候補者としたものであります。	3,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
3 新任 社外 独立	きたむら くに たろう 北村 邦太郎 (1952年5月9日生)	<p>1977年 4月 三井信託銀行(株) 入社 2000年10月 中央三井信託銀行(株) 受託資産企画部長 2001年10月 同社 企画推進部長 2002年 3月 三井アセット信託銀行(株) 総合企画部長 2003年 7月 中央三井信託銀行(株) 執行役員 融資企画部長 2006年 5月 同社 常務執行役員 融資企画部長 2007年10月 同社 常務執行役員 2009年 7月 同社 専務執行役員 2010年 6月 中央三井トラスト・ホールディングス(株) 取締役副社長 2011年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役副社長 中央三井信託銀行(株) 取締役副社長 2012年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役社長 三井住友信託銀行(株) 取締役会長 2017年 4月 三井住友トラスト・ホールディングス(株) 取締役 2017年 6月 富士フィルムホールディングス(株) 社外取締役 (現任) 2019年 6月 アサガミ(株) 社外取締役 (現任) 2021年 4月 三井住友信託銀行(株) 特別顧問 (現任)</p> <p>選任理由 金融機関における経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有しており、当社の社外監査役として、取締役会の職務を適切に監査していただくことを期待して社外監査役候補者としたものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊禮竜之助氏及び北村邦太郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、伊禮竜之助氏を、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。また、北村邦太郎氏につきましても、選任が承認可決された場合には、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定です。
4. 社外監査役である伊禮竜之助氏の在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。
5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・当社は、伊禮竜之助氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合には、当社は同氏との間の上記契約を継続する予定であります。
・北村邦太郎氏の選任が承認可決された場合には、当社は同氏との間で上記と同様の契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険 (D&O保険) を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。(保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。) なお、各候補者の任期途中である2023年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 取締役及び監査役の専門性・経験 (スキル・マトリックス)

本株主総会において原案どおり選任された場合の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりです。

	氏名	当社における地位	企業経営	行政経験	技術	営業	財務・会計	法務・リスク管理	グローバル
取締役	辻本 茂	代表取締役 社長執行役員	●				●		●
	大場 俊憲	取締役 専務執行役員				●			
	英 直彦	取締役 専務執行役員		●	●				
	美濃田 育祥	取締役 執行役員			●				
	南木 通	社外取締役		●				●	
	加藤 智康	社外取締役				●			
	鵜瀬 恵子	社外取締役		●				●	
	永井 幹人	社外取締役	●				●		
	嶋中 雄二	社外取締役							●
監査役	伊原 康敏	常勤監査役			●				
	伊禮 竜之助	社外監査役						●	
	北村 邦太郎	社外監査役	●				●		

- (注) 1. 当社における地位には、本株主総会終結後の予定を記載しております。
2. 上記一覧表は、各人の有するすべての専門性・経験を表すものではありません。

第4号議案

補欠監査役2名選任の件

2022年8月26日開催の第88回定時株主総会において補欠監査役に選任されました高橋正仁氏及び山口修氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされております。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、第3号議案「監査役3名選任の件」が承認可決されることを条件として、監査役に就任いたします伊原康敏氏の補欠監査役として西垣淳氏を、また社外監査役に就任いたします伊禮竜之助氏及び北村邦太郎氏の補欠の社外監査役として、川合正氏の選任をあらかじめお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
1	にしがき 西垣 あつし 淳 (1961年9月30日生)	1984年 4月 (株)第一勧業銀行 (現、(株)みずほ銀行) 入行 2004年 5月 (株)みずほ銀行 ビジネスソリューション部次長 2009年 1月 同行 高田馬場支店長 2011年 6月 同行 丸の内中央法人部部長 2013年 1月 同行 渋谷中央第二部付審議役 2013年 8月 当社 取締役常務執行役員企画本部長 2016年 6月 常務取締役執行役員 CFO 企画本部長 2020年 8月 常務取締役執行役員内部統制担当 2022年 8月 日本都市整備(株) 社外取締役 近畿都市整備(株) 社外取締役 2022年10月 公益財団法人東京都都市づくり公社 経営企画担当参与 (現任) 2022年12月 (株)LIFULL 社外監査役 (現任) 2023年 6月 当社 顧問 (現任)	130,900株
		選任理由 9年間に亘る当社取締役としての経験に加え、他社の社外役員としての経験により企業経営に関する十分な知見および見識を有しており、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の監査役候補者としたものであります。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、重要な兼職及び選任理由	所有する当社の株式数
2	かわい ただし 川合 正 (1948年8月16日生)	<p>1971年 7月 三井信託銀行(株) (現、三井住友信託銀行(株)) 入社 2001年 6月 同社 常務取締役 2007年10月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役社長 2010年 6月 中央三井アセット信託銀行(株) 取締役会長 2012年 4月 クロスプラス(株) 社外監査役 2013年10月 東急不動産ホールディングス(株) 監査役 2015年 6月 (株)日本格付研究所 社外監査役 (現任) 2015年 6月 三井ダイレクト損害保険(株) 非常勤監査役 2015年 8月 当社 社外監査役 (現任)</p> <p>選任理由 金融機関における経営者としての豊富な経験と高い見識に加え、8年間に亘る当社の社外監査役としての貢献から、当社の業務執行に対する適切な監査を行うことができると判断し、補欠の社外監査役候補者としたものであります。</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川合正氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川合正氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏を東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 川合正氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
5. 川合正氏の選任が承認され、同氏が社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。（保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。）なお、各候補者の任期途中である2023年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区大手町1-3-2

経団連会館 国際会議場 (2階) 電話 03-6741-0222

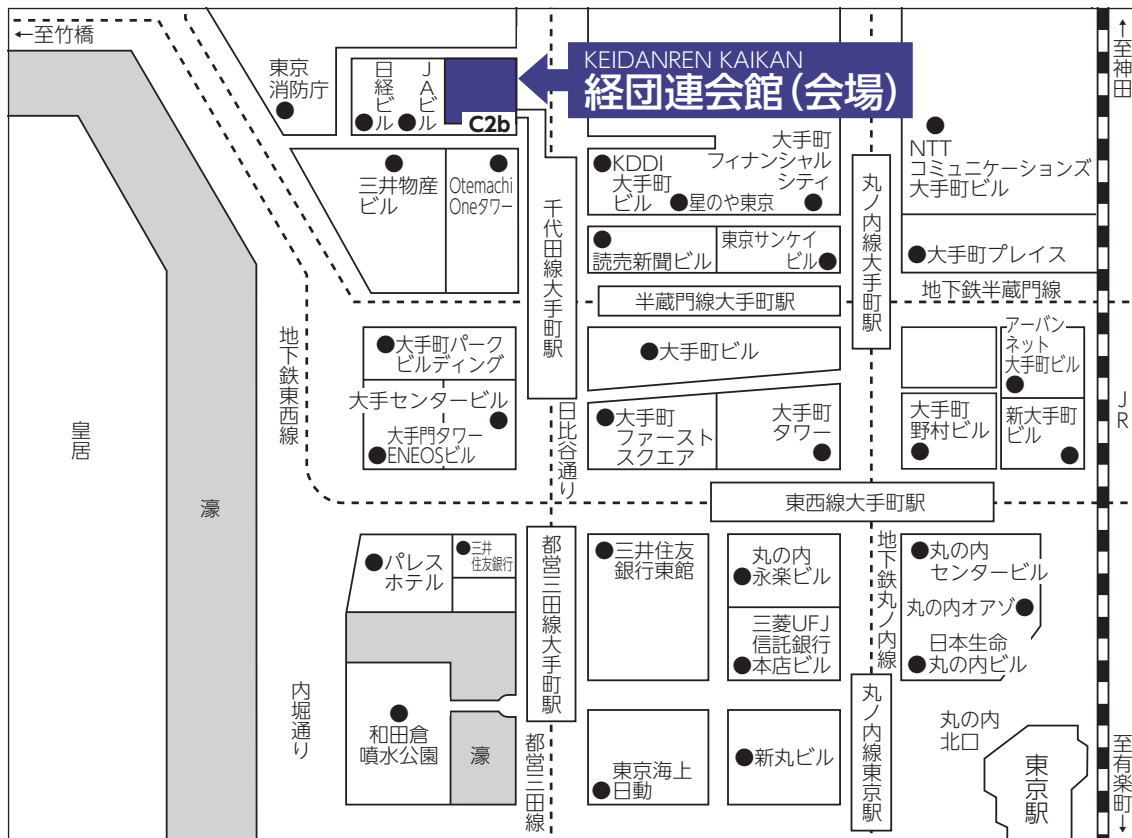
交通

地下鉄 | 大手町駅 (千代田線・丸ノ内線・半蔵門線・東西線・都営三田線)

C2b出口直結

J R | 東京駅

丸の内北口より徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。